

船橋市食育推進事業に係る庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき実施する「船橋市食育推進事業」（以下「食育推進事業」という。）について、ふなばし健やかプラン21に包含する食育推進計画の趣旨を踏まえ、食育に係る各関係課等の連携を密にし、課題解決及び各ライフステージの切れ目のない効果的な食育推進事業を行うため、船橋市食育推進事業に係る庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 船橋市が実施する食育に関する事業の連携・推進に関すること。
- (2) 食育推進事業に関する情報提供・意見交換に関すること。
- (3) その他食育推進事業に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、食育推進事業に係る別表に掲げる職員をもって組織する。

(会議)

第4条 連絡会は、年に1回以上開催する。

(事務局)

第5条 連絡会の庶務は、地域保健課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

健康部	健康政策課
	地域保健課
	健康づくり課
保健所	保健総務課
地域子育て部	保育運営課
学校教育部	保健体育課